

国体出場規定・神奈川県代表選手選考について

1. 国体出場資格

所属都道府県は、下記のいずれかが属する都道府県から選択することが出来る。

1) 成年種別

- ア) 居住地を示す現住所（住所を有し、しかも日常生活をしていること）
- イ) 勤務地
（雇用者と雇用契約を締結した上で現在主たる勤務実態を有する会社の所在地）
- ウ) ふるさと（所定の方法でふるさと登録をしなければならない）

2) 少年種別

- ア) 居住地を示す現住所（住所を有し、しかも日常生活をしていること）
- イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地
- ウ) 勤務地
（雇用者と雇用契約を締結した上で現在主たる勤務実態を有する会社の所在地）

* 注意事項

- ア) 上記に属する所属都道府県のうち「ふるさと」以外は平成21年4月30日以前から大会参加時まで引き続き当該地にそれぞれ居住、勤務、通学していなければならない。
- イ) 前回と異なる都道府県から参加する場合は、都道府県の予選会を含め2大会以上の間を置かなくてはならない。但し「ふるさと」は例外とする。
- ウ) 「ふるさとは」とは卒業中学・高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

2. 神奈川県代表選手選考について

上記国体出場資格のいずれかに該当し下記の選考基準を満たしたものを選考する。

1) 選考基準

- ア) 当連盟が主催する、国体選考会において成績が優秀な者。
但し、大学生については、全日本学生スキー選手権と重なる場合は指定する大会の成績を考慮する。
- イ) 前年度国体において3位以内入賞及び2大会以上入賞者で、入賞が期待できる者。
- ウ) 少年組においては、選考会の成績と将来性を考慮して選考する。
- エ) 神奈川県代表選手としてふさわしい者。
- オ) 国体健康診断を受診し、健康であると認められた者。
- カ) S A Jが事前に予選会を免除した選手以外は全て選考会でスタートした選手から選考する。

2) 選考方法

大会終了後選考委員会を開催して、上記の条件を十分満たした者をその場において候補選手として内定して理事会において承認後、県体協に推薦し決定とする。

3) 選考委員会構成

国体派遣選手選考規程第2条に基づき、会長又は副会長・専務理事又は常務理事・競技本部長・競技本部理事・競技本部コーチ若干名。